

2 検査の結果

(6) 不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額 316件 8,981,322,132円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体（以下「省庁等」という。）は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させ、又は徴収するなどすることによる是正措置（以下「金銭を返還させる是正措置」という。）
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付することによる是正措置（以下「金銭を還付する是正措置」という。）
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置（以下「手直し工事等による是正措置」という。）
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置（以下「再発防止策による是正措置」という。）

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合规性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する35省庁等における7年6月末現在の是正措置の状況を対象として、18省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの17省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

昭和21年度から令和5年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが31省庁等における316件^(注1)8,981,322,132円ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが30省庁等における307件8,605,427,708円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省等^(注2)における9件375,894,424円ある。これを、令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、4年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

（注1） 316件8,981,322,132円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがある場合は、それぞれの是正措置の件数に計上しているため、これらの件数を合計しても是正措置が必要なものの総件数と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表（それぞれの注を含む。）において同じ。

（注2） 4省等 農林水産省、国土交通省、防衛省、独立行政法人情報処理推進機構

（1）令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項294件（指摘金額の合計7,736,866,84

(注3)
8円)のうち、258件7,297,164,140円については7年6月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの36件439,702,708円については7年6月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが31件336,176,828円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省における5件103,525,880円ある。

(注3) 258件7,297,164,140円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが231件6,842,100,458円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件26,209,965円、手直し工事等による是正措置が完了したものが27件395,866,793円、再発防止策による是正措置が講じられたものが5件32,986,924円ある。

(注4) 2省 農林水産省、国土交通省

表1 令和5年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの						
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）		徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
内閣府（内閣府本府）	6	28,429,819	6	28,429,819	—	—	—	—	—	—	—	—	
内閣府（こども家庭庁）	12	61,315,184	11	59,618,331	1	1,696,853	—	—	—	1	1,696,853	—	—
総務省	20	307,140,911	20	307,140,911	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1	336,020,184	1	336,020,184	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	24	263,685,684	24	263,685,684	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	125	5,522,770,685	112	5,264,663,375	13	258,107,310	—	—	—	12	245,769,083	1	12,338,227
農林水産省	11	83,159,910	7	67,409,910	4	15,750,000	—	—	—	4	15,750,000	—	—
経済産業省	3	10,331,206	3	10,331,206	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	9	209,683,173	8	206,183,173	1	3,500,000	—	—	—	1	3,500,000	—	—
環境省	5	135,828,572	5	135,828,572	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	1	30,825,000	1	30,825,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁計	216	6,989,190,328	197	6,710,136,165	19	279,054,163	—	—	—	18	266,715,936	1	12,338,227
日本私立学校振興・共済事業団	2	5,651,000	2	5,651,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	43	172,746,169	31	115,623,504	12	57,122,665	—	—	—	12	57,122,665	—	—
日本放送協会	1	10,689,789	1	10,689,789	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	46	189,086,958	34	131,964,293	12	57,122,665	—	—	—	12	57,122,665	—	—
合計	262	7,178,277,286	231	6,842,100,458	31	336,176,828	—	—	—	30	323,838,601	1	12,338,227

注(1) 令和7年6月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

注(2) 一つの事態について複数の省庁において是正措置を講ずるものがあるため、各欄の省庁の件数を合計しても、省庁計と一致しないものがある。

(2) 令和4年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から令和4年度までの検査報告に掲記した不当事項において、6年6月末現在では是正措置が未済となっていた308件10,230,523,646円のうち、28件1,688,904,222円については7年6月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの280件8,541,619,424円については7年6月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが276件8,269,250,880円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省等における4件272,368,544円ある。

(注5) 28件1,688,904,222円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが25件329,878,114円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが8件48,795,155円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件1,361,014円、手直し工事等による是正措置が完了したものが5

件1,357,665,094円ある。
(注6) 3省等 農林水産省、防衛省、独立行政法人情報処理推進機構

表2 令和4年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
内閣府(こども家庭庁)	2	19,167,200	0	4,282,200	2	14,885,000	—	—	2	14,885,000	—	—
総務省	3	17,058,970	2	16,206,490	1	852,480	—	—	1	852,480	—	—
法務省	7	750,704,862	—	—	7	750,704,862	6	750,623,112	—	—	1	81,750
外務省	2	24,936,717	—	—	2	24,936,717	2	24,936,717	—	—	—	—
財務省	7	291,920,540	1	1,284,197	6	290,636,343	3	284,792,980	—	—	3	5,843,363
厚生労働省	116	1,394,721,004	11	187,711,383	105	1,207,009,621	8	117,436,300	90	1,003,277,374	7	86,295,947
農林水産省	15	43,544,902	3	11,755,366	12	31,789,536	—	—	11	27,878,498	1	3,911,038
経済産業省	6	74,200,830	0	161,000	6	74,039,830	1	11,799,284	4	60,783,755	1	1,456,791
国土交通省	7	99,027,093	0	2,184,455	7	96,842,638	6	92,930,328	1	3,912,310	—	—
環境省	5	198,009,428	3	61,578,078	2	136,431,350	—	—	1	110,692,000	1	25,739,350
防衛省	6	65,598,682	0	1,107,167	6	64,491,515	6	64,491,515	—	—	—	—
省庁計	177	2,981,104,228	20	286,270,336	157	2,694,833,892	33	1,349,224,236	110	1,222,281,417	14	123,328,239
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	6,938,196	—	—	1	6,938,196	1	6,938,196	—	—	—	—
全国健康保険協会	3	3,962,113	0	945,000	3	3,017,113	—	—	3	3,017,113	—	—
国立健康危機管理研究機構	1	16,875,635	0	752,237	1	16,123,398	—	—	1	16,123,398	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,484,638	—	—	1	3,484,638	—	—	1	3,484,638	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—	1	315,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	23,788,639	2	1,018,528	1	22,770,111	—	—	—	—	1	22,770,111
国立大学法人筑波大学	1	10,156,079	0	120,000	1	10,036,079	1	10,036,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	2	1,131,332,093	0	1,860,000	2	1,129,472,093	1	11,983,650	1	1,117,488,443	—	—
国立大学法人奈良国立大学機構	1	7,617,000	0	192,000	1	7,425,000	1	7,425,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	0	149,008	1	120,030,454	—	—	1	120,030,454	—	—
日本放送協会	1	4,095,389	0	77,818	1	4,017,571	1	4,017,571	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,548,995	0	60,000	1	34,488,995	1	34,488,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	2	703,648,150	0	480,000	2	703,168,150	2	703,168,150	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	75	2,833,575,436	1	10,848,000	74	2,822,727,436	74	2,822,727,436	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	38	711,697,287	2	27,105,187	36	684,592,100	36	684,592,100	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—	1	1,011,900	—	—
団体計	124	5,618,024,766	5	43,607,778	119	5,574,416,988	109	4,290,175,931	9	1,261,470,946	1	22,770,111
合計	301	8,599,128,994	25	329,878,114	276	8,269,250,880	142	5,639,400,167	119	2,483,752,363	15	146,098,350

- 注(1) 令和6年7月1日から7年6月30日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、7年6月30日現在の名称としている。
- 注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計と一致しないものがある。
- 注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から令和4年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので7年6月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、276件8,269,250,880円ある。これらに対する直近1年間(6年7月1日から7年6月30日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注7) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は276件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの 省庁 117件 1,541,116,657円

団体 84件 3,613,057,078円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注8)省庁43,972,333円、団体18,237,826円となっている。

(注8) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁 47件 1,126,035,149円

団体 45件 886,290,048円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における42件877,676,022円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁 3件 27,682,086円

団体 2件 1,075,069,862円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でないこと、債務者等が行方不明であることなどのため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。